

# 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業

## 1 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業の目的

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。

横浜市では、次の基本的な考え方のもと、総合事業を実施していきます。

- 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う
- 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う

### 横浜市の総合事業実施の基本的考え方

- 要介護状態の予防と自立に向けた支援
- 多様で柔軟な生活支援のある地域づくり

## 2 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

- ① 平成 28 年 1 月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方  
(認定有効期間の開始年月日が平成 28 年 1 月以降の要支援者)
- ② 平成 28 年 1 月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

### 事業対象者

基本チェックリストの基準に該当し、地域包括支援センターにおいて手続きを経た方が事業対象者になります。

- ・ 利用限度額は、要支援 1 と同じ 5,003 単位です。
- ・ 総合事業による支援（訪問介護、通所介護、介護予防ケアマネジメントなど）は受けられますが、予防給付のサービスは利用できません。

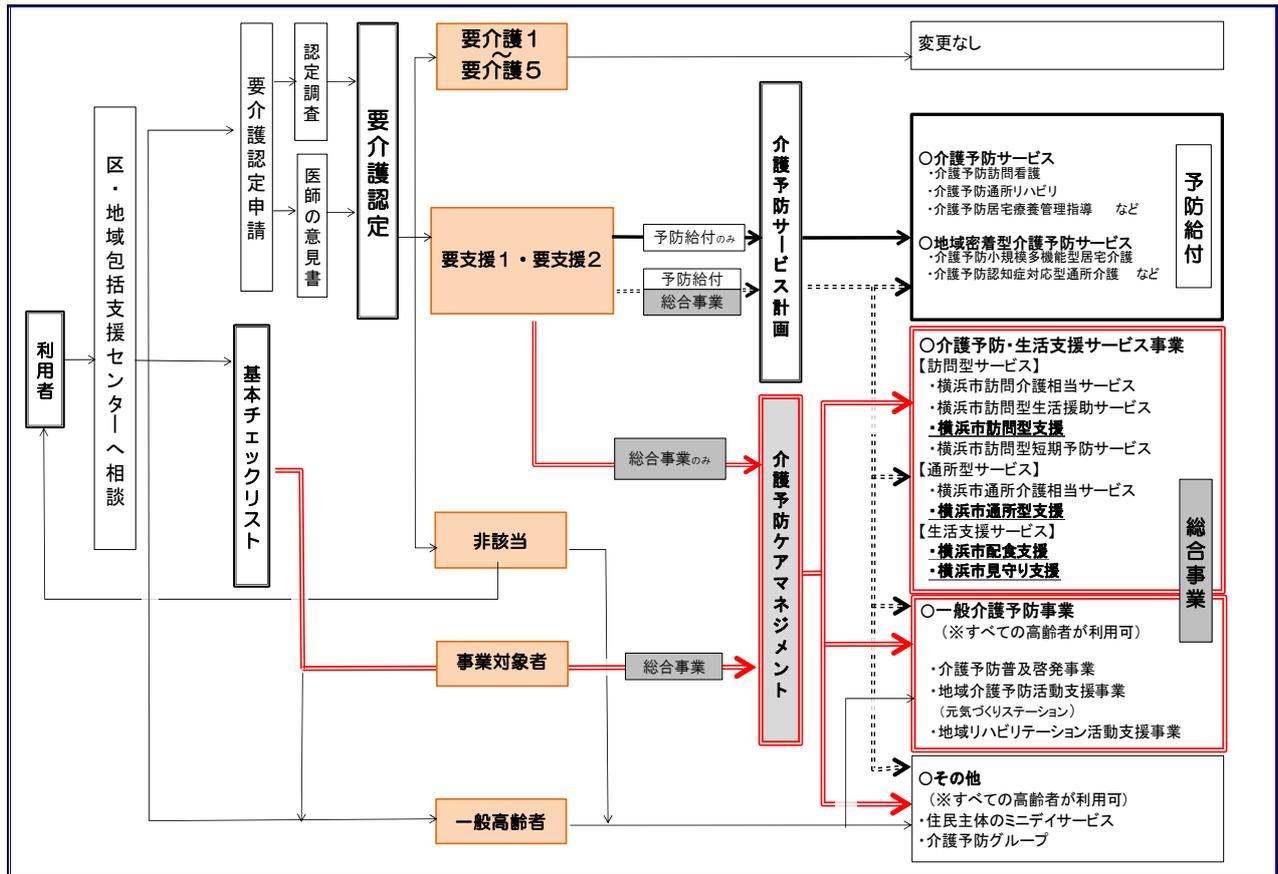
### 3 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

横浜市の「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業）についての実施状況は以下の通りです。

平成29年10月から、厚生労働省『総合事業の構成例』における類型で示す「住民主体による支援（訪問型サービスB、通所型サービスB）」、「その他生活支援サービス」を開始します。

厚生労働省が示す『総合事業の構成例』における類型		本市での実施状況	本市での考え方
訪問型サービス	①訪問介護 (現行の訪問介護相当のサービス)	平成28年1月開始	【横浜市訪問介護相当サービス】 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、現行の介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。
	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	平成28年10月開始	【横浜市訪問型生活援助サービス】 介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスが必要でない方に生活援助を実施します。
	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	平成29年10月開始 (補助申請受付5月開始)	【横浜市訪問型支援】 一定の基準を満たす団体に補助金を交付し、住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問して生活援助等の支援を提供します。
	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	平成28年1月開始	【横浜市訪問型短期予防サービス】 早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、保健・医療の専門職が3～6か月の短期間で集中的に実施するサービスです。 区福祉保健センターの嘱託看護師、保健師が直営で実施し、本人の状態像にあった適切な支援及び地域資源へのつなぎを行うことで、社会参加、要支援状態からの自立の促進及び重度化予防を目指します。
通所型サービス	①通所介護 (現行の通所介護相当のサービス)	平成28年1月開始	【横浜市通所介護相当サービス】 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、現行の介護予防通所介護に相当するサービス(通所介護事業者の従事者によるサービス)を実施します。
	③通所型サービスB (住民主体による支援)	平成29年10月開始 (補助申請受付5月開始)	【横浜市通所型支援】 一定の基準を満たす団体に補助金を交付し、住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向けの介護予防に資するプログラムの支援を提供します。
その他生活支援サービス	①栄養改善を目的とした配食	平成29年10月開始 (補助申請受付5月開始)	【横浜市配食支援】 一定の基準を満たす団体に補助金を交付し、住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対して見守りとともに行う配食を提供します。  【横浜市見守り支援】 一定の基準を満たす団体に補助金を交付し、住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、見守りのサービスを提供します。
	②住民ボランティア等が行う見守り		
	③訪問型サービス、通所型サービスに準ずる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)		

## 【参考】利用手続



## 4 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（住民主体による支援）

### (1) 概要

「要支援者及び事業対象者（以下、「要支援者等」という。）」に対する介護予防に資するプログラムの提供や生活支援等を行う一定の基準を満たす住民主体の活動に対し補助を実施します。

支援の種類は以下の4つです。

#### ア 横浜市通所型支援

住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向け介護予防に資するプログラムを提供（週1回以上かつ概ね3時間以上）

#### イ 横浜市訪問型支援

住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週1回以上）し、生活援助等の支援を提供

#### ウ 横浜市配食支援

住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週1回以上）し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに配食を提供

#### エ 横浜市見守り支援

住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週1回以上）し、見守りのサービスを提供

## (2) 趣旨

本事業は、高齢になっても、住み慣れた地域で自ら健康づくり・介護予防に取り組み、地域とつながりながら生活に必要な支援を受け、その人らしい自立した暮らしができる地域をつくっていくことを目指すものです。

本事業による支援を利用する際には、この趣旨を踏まえ介護予防ケアマネジメントを実施してください。

## (3) 運営基準

本事業は、介護保険制度の中で、住民主体のボランティアが提供する支援に対する補助を行うものです。

これを踏まえて、運営基準を設定しています。（以下は抜粋です。）

### ア スタッフの清潔の保持・健康状態の管理

スタッフやボランティアが感染症の感染源となることを予防し、また感染の危険から守るための対策を講じる。

### イ 秘密保持

スタッフやボランティア又は、スタッフやボランティアであった者が利用者や家族の秘密を漏らすことが無いよう措置を講じ、利用者から事前に個人情報の利用に関する同意を得る。

### ウ 事故発生時の対応

介護予防ケアマネジメント等を実施する包括支援センター及び関係機関等に連絡し、記録する。

### エ 廃止休止の届出と継続的な支援ができる便宜の提供

活動を廃止若しくは休止する際には、利用者に不都合が生じないよう措置をとる。

## (4) 利用者負担

補助の対象となる活動の利用料は、それぞれの補助対象団体が定めることとしています。

## (5) 開始時期について

平成 29 年度は、5 月に補助申請受付を開始し、9 月に補助金の交付決定、10 月から補助の対象となる活動を実施します。今年度は、年 2 回の補助交付申請の受付を実施する予定です。

交付が決定した団体及び補助の対象となる活動については、健康福祉局のホームページに掲載する等公表します。

## 5 介護予防ケアマネジメントについて

本市が実施する介護予防ケアマネジメントは、以下のとおりです。

なお、横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業を利用する場合等のケアマネジメントの類型に関しては現在検討中です。

### 【横浜市介護予防ケアマネジメントの類型】

- ・ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）  
指定事業者によるサービス及び横浜市訪問型短期予防サービスを利用する場合等に実施
- ・ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）  
一般介護予防事業等を利用する場合等に実施  
利用者の自立に向けた意識を持続・向上できるよう1年以内に1回のモニタリングを実施

## 6 横浜市訪問介護相当サービス・横浜市通所介護相当サービスの指定更新

横浜市訪問介護相当サービス・横浜市通所介護相当サービスの指定事業者のうち、平成30年3月31日付で指定有効期間満了となる事業者については、平成30年4月以降のサービス提供にあたり指定の更新が必要となります。

- ① 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者であつて、横浜市訪問介護相当サービス・横浜市通所介護相当サービスの事業者にみなされた事業者（みなし事業者）

平成30年3月31日付でみなし指定の有効期間満了となるため、申請が必要です。

なお、平成30年4月サービス提供分から、横浜市訪問介護相当サービスのサービスコードはA1からA2へと変更となる予定です。

横浜市通所介護相当サービスのサービスコードは、A6コードのまま変更はありません。

- ② 平成27年4月1日から12月1日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定と合わせて横浜市訪問介護相当サービス・横浜市通所介護相当サービスの指定を受けた事業者

平成30年3月31日付で指定の有効期間満了となるため、指定の更新が必要です。

横浜市訪問介護相当サービスのサービスコードはA2、横浜市通所介護相当サービスのサービスコードはA6のまま変更はありません。

- ③ 平成28年1月1日から訪問介護・通所介護又は地域密着型通所介護の指定と合わせて、横浜市訪問介護相当サービス・横浜市通所介護相当サービスの指定を受けた事業者

指定の有効期限は、訪問介護・通所介護又は地域密着型通所介護の指定の有効期限の満了日と同日です。

指定通知書に記載の指定有効期間を確認し、それぞれの指定更新の時期に更新申請してください。

※なお、上記①②に係る申請の時期等の詳細については、ホームページでお知らせするほか、「介護情報サービスかながわ」のメール配信でも通知する予定です。

横浜市訪問介護相当サービス		平成30年4月1日付申請	平成30年4月提供以降のサービスコード
①	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者であって横浜市訪問介護相当サービスの事業者になされた事業者（みなし事業者）	要申請	A1からA2へ変更予定
②	平成27年4月1日から12月1日までに介護予防訪問介護の指定と合わせて横浜市訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者	要申請	A2で変更なし
③	平成28年1月1日から訪問介護の指定と合わせて、横浜市訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者	各事業者の更新時期により申請	A2で変更なし
横浜市通所介護相当サービス		平成30年4月1日付申請	平成30年4月提供以降のサービスコード
①	平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者であって横浜市通所介護相当サービスの事業者になされた事業者（みなし事業者）	要申請	A6で変更なし
②	平成27年4月1日から12月1日までに介護予防通所介護の指定と合わせて横浜市通所介護相当サービスの指定を受けた事業者	要申請	A6で変更なし
③	平成28年1月1日から通所介護・地域密着型通所介護の指定と合わせて、横浜市通所介護相当サービスの指定を受けた事業者	各事業者の更新時期により申請	A6で変更なし

## 7 横浜市訪問型生活援助サービスの標準テキストの改訂

横浜市訪問型生活援助サービスの一定の研修については、採用後に「各事業所で研修を行う」又は「他の事業者等が行う講義を受講させる」のいずれかの方法で実施していただいているところですが、本市が示す横浜市訪問型生活援助サービス標準テキストについて、平成29年6月付で一部改訂を行っています。

本市ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

※横浜市介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報は、以下のURLに掲載していますので、ご確認ください。

◆横浜市トップページ > 健康福祉局 > 高齢者福祉の案内 > 事業者の方へ > 総合事業

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/27sougou/>